

令和 7 年度第 1 回狹山市社会福祉審議会会議録

開催日時 令和 7 年 5 月 2 3 日（金）
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 4 5 分まで

開催場所 市役所 7 階 職員研修室

出席者 1 0 名
畑中委員 成田委員 山崎委員 小田委員 中澤委員
宮本委員 田中委員 影山委員 諏訪委員 小野委員

欠席者 井島委員、寶積委員、成瀬委員

市出席者 8 名
昔農福祉部長、浅野福祉部次長（福祉政策課長兼務）、今坂保育幼稚園課長、忍成青少年課長、小林福祉政策課総務・政策担当主幹、小池福祉政策課同担当主査、加藤福祉政策課同担当主事、野々村福祉政策課同担当主事補

傍聴者 なし

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長挨拶
- 4 報告事項

（1）令和 7 年度狹山市一般会計予算（重点事業）について

福祉部次長より説明

（2）令和 7 年 4 月 1 日保育所等入所児童数及び待機児童数について

保育幼稚園課長より説明

〈質疑応答〉

委員 定員より入所児童数が上回っている保育所があるのはなぜか。

所管課長 保育士の配置基準を満たした上で、定員の 120%までは受入可能となっているためである。

委員 2 0 1 2 年の子ども・子育て支援法を受けて地域型保育事業が増え、0～2 歳児を受け入れていると思うが、0～2 歳児を受け入れている保育施設はそれほど増えていないのか。あるいは増えにくいのか。

所管課長 現状、各事業所の動向を見ると、地域型保育事業（小規模保育園）は考えていないという事業所もある。小規模ならではの運営の難しさもあると考えられる。

委員 小規模保育園ではなく、既存の認可保育施設で 0～2 歳児の保育を行うという選択肢もあると思うが、それもなかなか増えていかないのか。

所管課長 待機児童が解消されていない中、0～2 歳児の保育ニーズが多いという状況でいろいろな提案をしているところである。そこにターゲットを

絞った小規模保育園を作っていくことや、定員調整というところから進めていく。また、必要に応じて各事業者とも話し合いを進める。

委 員 地域的なミスマッチはあるか。

所管課長 地域別で見ると、保育ニーズが高まっているのは入曽、新狭山である。どちらも住宅やマンションが多く建っており、そういったエリアに保育ニーズが集中する。該当地域の保育事業所と密に連携し、待機児童の解消に努める。

(3) 令和7年度学童保育室入室状況について

青少年課長より説明

(4) 狭山市こども計画の策定について

資料を配布

5 議事

(1) 第5期狭山市地域福祉計画策定について

福祉政策課長より説明

〈質疑応答〉

委 員 計画策定にあたってワークショップを開催するという話があったが、どのように想定しているか。

所管課長 社会福祉協議会においても同時期に計画策定があることから、そちらと合わせて開催について今後、社会福祉協議会と連携・協議していく。

委 員 市民の意見を取り入れるため、ワークショップはぜひ開催いただきたい。アンケート調査について、QRコードを用いてのネット回答は初めてだと思うが、反応はどうか。

所管主幹 紙での回答要望も多いが、ネットからの回答も一定数いただいている。

委 員 専門部会等の開催にあたっては、計画策定の進捗状況や、パブリックコメントの意見などを踏まえ、必要に応じて柔軟に実施いただきたい。

所管課長 特にパブリックコメント以降はスケジュールがタイトになるため、進捗を踏まえスケジュール等を調整させていただく。

(2) 令和6年度社会福祉審議会（勉強会等）の振り返り

昨年度の審議会及び勉強会の内容を踏まえ、次期計画に向けて課題の整理や意見の交換を行った。

〈意見等〉

①相談・支援および社会資源について

会 長 令和6年度の審議会における主な意見としては、引きこもりや不登校の問題に関連して居場所づくり、生活困窮者や再犯防止に関連して地域との交流、問題を包括的に捉える視点の重要性などがあったが、これらを踏まえて改めてご意見をいただきたい。

委員 発達障害を抱える方の就労支援について、他の委員から発達障害等の診断を受けていない人も増えているという話もあったが、発達障害の方は障害者手帳を持っていなかったり、手帳を持っていても障害を持っていることを言わないで就労する方（主にグレーゾーンの方）が大変多い。狭山市の障害者就労支援センターを知らない方も多く、支援学校に通わず普通の高校や専門学校を卒業する際に障害を告知せずに就労し、3年以内に仕事を辞めてしまう方が大変多いと聞いている。については、障害者就労支援センターの告知・発信をしていけたらと考えている。

また、不登校や居場所の問題だが、引きこもりや不登校の児童・生徒は色々な原因があつて、その理由を子どもは上手く発信ができない。校内に居場所を作るのが難しい子もいると思う。自分の居場所は学校以外にもあるという人とのつながりが持てるような場所を作ることが大切である。

委員 社会福祉協議会で相談を受ける中で、発達障害がベースにある方で、障害者基幹支援相談センターで時々、支援を断られることがある。本来相談を受けるべきところで相談を受けていただけるよう、市でも委託内容として調整いただきたい。

部長 障害者基幹相談支援センターについては、市内に相談支援事業所が3か所あり、センターの職員が駅に近い場所で相談を受けているが、職員も入れ替わる中でそういうことが起きているのであれば、きちんと対応していきたい。また、庁内での相談業務についても、生活保護や障害者などの分野間で連携しながら対応していきたいと考えている。

委員 相談支援事業所からの出向で運営するのは良い方法だと思う。市内でどういう相談をしたら良いかという横のつながりもできるので、先ほどのお話が改善できればより良いと思う。

また、居場所の話について改めてよく分かった。これまでは高齢者の居場所やサロンに目が向いていたが、社会資源として、若者の居場所の数もしっかりと把握することが必要である。さらに、居場所の連絡会のようなことができるより良いと思う。校内居場所も大事であり、地域の居場所も大事だと思うので、どちらも膨らんでいくと良いと考える。

部長 新しい傾向として、場所という空間でなくウェブ上で集まるという取り組みも協働事業で進めている。人によって居心地の良い場所は違うため、いろいろなものを関係機関として提案できている状況が理想と考えている。

委員 不登校の子が高齢者のノルディックウォーキングの集まりに参加するようになったという話を聞いたことがあるが、このように世代関係なく参加できる団体もあるため、縦で区切るのではなく横でどういう形で参加しているかが分かると、校内以外の居場所の発見につながると感じ

た。また、発達障害が疑われる方については、なるべく早い段階で社会とのつながりを持つなど、何らかの形で社会との関わりが持てるようになる、高齢化して長年蓄積してどうにもならなくなることはないのではないかな。子どもの時から対策できれば、子ども自身も選択肢が広がるのではないかな。

委員 18歳以上の若者の居場所がないのが実態である。社会福祉協議会で把握しているのも主に小中学生・高齢者であって、その中間層である20～30歳代が集まる場所が把握できていない。それを支援する場がないと感じている。

委員 社会資源の提示は大事だが、いざ実際に困っている方がどう動いたら良いのかが分かりにくい。また、実際に基幹相談支援センターにつないだケースがあったが、期待していた対応ではなかった。もう少し具体的な動きをしていただけるかと思っていた。具体的に次にどう動いたら良いのかを自分たちで探さなければならず、一般家庭や子供・若者はその動きはできないと思うので、全体的にどうすればよいかという具体的な情報や仕組みがあればよいと思う。

また、医療機関にかかる際に、県にリストはあるがどこに行ったら良いのか実際に分からないということもある。具体的にどのような相談ができるかという情報があると、発達障害を抱えている方の次の動きの手掛かりになる。医療機関はご自身で探すという状況となっているが実はそこは探しにくく、アクセスしても受診が3ヶ月後になってしまうという状況となっている。

委員 身体障害、知的障害、精神障害など、それぞれの特性を持ち合って総合的な障害の相談に乗ってほしいという趣旨だと思うが、そこにミスマッチもあると思う。また、学童で発達障害が疑われる児童もいるが、親にどう伝えたらよいのかわからないという現状もある。教育委員会においても自分の持っている特性を気軽に相談できる窓口がないと、子どもの特性に合った療育や医療機関にはつながりにくい。情報発信がまだ弱い。

部長 家庭児童相談室には、狭山市版「こどものこころ健康ガイドブック」という医療機関名簿もあり、子どもを対象として、職員が情報を集めたものがある。そのような情報が障害者基幹相談支援センターまで行き届いていないと感じた。それぞれの部門で取り組んでいることが横でつながっていない。意見として受け止める。

委員 今日出た意見を家庭児童相談室や障害者基幹相談支援センターにお伝えし、このような現状や思いがあるということを現場に伝えていただきたい。

委員 主任児童委員について、令和6年度の活動報告を見ると相談が1件も

ないという現実がある。相談しにくいという面もあるのではないか。

委員 校内居場所の意味というのは、学校の中に地域の児童委員などいろいろな人が入ることで、不登校になってしまった子だけでなく、不登校の予防的にも校内居場所を作ることでもある。

委員 不登校予備軍への対応としての校内居場所は、都内でも重視されている。小学校の中に児童館を配置して、学童といずれに行ってもよいとしたり、中学校でもフリーの相談場所や給食だけ食べて過ごせる場があると聞いている。

委員 学童にはそういう場所はあるか。

委員 学童ではかなり狭い場所にたくさんの子どもが密集しているため、現場の職員が十分な対応ができる余裕がないというのが現状である。

委員 先ほどの医療につなげるという話だが、3ヶ月待ちは良いほうだと思う。発達障害を専門としている小児科の病院は小学校に上がった子は受け付けてくれないという現状があり、未就園児までしか受け付けない病院が多い。したがって、未就園児まで医療につなげることが大事だと考える。大人になってから就労ができない、仕事が続かない、障害者手帳を取って障害者雇用枠で就労をしようとしても、障害者手帳を取るために慌てて診断書を書いてもらうケースも多い。小さい頃から医療につなげることが重要である。

委員 就労支援について、国においても障害者雇用に関する罰則もあるが、受け入れる企業側の理解が足りない部分もたくさんある。罰則はあるものの、事業所のサポートは薄いと思う。以前、当法人で発達障害の方を受け入れたときに窃盗をしてしまったケースもある。その人は結局退職してしまった。どこに行っても続かないだろうとは目に見えているが、企業側でもどのようにサポートしたら良いのか、また相談窓口が分からない会社がとても多い。子どもの頃から地域の中で生活をしていくための、トータル的で、長い目で考えた色々なサポートが必要である。

委員 身元保証について、住宅セーフティネット法が改正され、居住支援協議会を作ったり、居住サポート住宅を市が指定したりなど、10月の施行で動き始めることから、住宅につなぐその後のサポートとして、例えば市内に居住支援法人がどれくらいあるのか、また居住支援法人を活用しているのかなど、居住支援の資源を増やしていくべきと考える。また、身元のない一人暮らしの要介護の高齢者が増加するため、民間資源を上手く活用しながら、民間の身元保証のサービスについてどこが信用できるのかといった情報が行き渡るような施策を考えていかないといけない。例えば岡崎市では、ある程度要件を出して市が情報提供したりして、身元保証サービスを選べるようにしている。この計画でどこまで盛り込めるかはともかく、横割りの課題としてこの計画が動いている期間

には何かしら動かないと間に合わない。計画でも目出しが必要だし、どのように動かしていくか考えていく場を作ったほうが良い。

委員長 緊急連絡先がないため部屋を借りられないという相談も一定数ある。
委員長 高齢者夫婦でも、高齢者は身元保証人にならないケースが多い。緊急時の連絡においてその方が入院していてどうにもならないケースが結構あるという話も聞いている。このため、身元保証人は高齢者ではなく若い人が必要となってしまうことがある。結婚していたり子どもが1人いるから大丈夫という時代ではなくなっているということを、市民側も学ばなければならないし、身元保証サービスについて市として目安や参考のできる情報があると心強いと感じる。

委員長 成年後見の分野でも身元保証の相談があった際には、複数の業者を紹介し、本人に選択してもらっている。ただし、この業者なら信用できるから大丈夫とは絶対言えない。

委員長 市に何でもやってほしいというのではなく、現場が苦勞されているので現場の人たちで相談しながら、市と一緒にできそうなことを少しずつ実現していけばよいと思う。現場でそれぞれ苦勞しているが、工夫が共有されていないのかなという部分もある。そこに少し手を出していただけると回るようになるのではないかな。

会長 福祉分野だけでそれを解決するのは難しい。身元保証サービスの問題については消費生活センターなどある程度精通している部署もある。また、居住支援や就労支援にしても庁内の連携が必要と考える。調整役は地域福祉を担う福祉分野になるが、庁内の内部的なアナウンスもしていただけたらと思う。色々な視点で地域資源や相談資源を考えなければならない。

②地域活動、人材（不足・確保）について

会長 令和6年度の審議会において意見のあった下記の内容について、これらの意見を踏まえつつ、新たな意見や補足があったらこの場でご意見いただきたい。

- ・相談については地域と相談機関とのつなぎ役が必要
- ・自治会を辞めてしまう人がいたり、休会になる等活動が低下している
- ・大学における地域活動が一過性のもので終わってしまい継続できない
- ・福祉人材は人手不足で入れ替わりも早く、外国人雇用も含めて考えていく必要がある
- ・行政におけるスキルを持ったケースワーカーの不足

委員長 市において今年度から市民大学が再開するという事で、人材育成という意味ではありがたい。ただ、市としてこういう人材が欲しいから市民大学で人材育成するという視点が分かりづらい。

また、コミュニティデザイン学部ができるという話を聞いているが、

どのような人材像があるのかという部分が市民側には見えていない。福祉部と市民部との連携が重要と考える。

委員 豊田市に10年ほど関わっており、社会福祉協議会が市民福祉大学を運営しているのを見ていると、10年間継続すると多くの人材が育つ。狭山市の市民大学でも時々講座を行っているが、講座が一貫せずにすぐ変わってしまう。どのような評価基準で講座を開設・廃止しているのか分からないが、何かしらの福祉に関係する軸をもって継続してほしい。豊田市では長期的に面倒を見る人がいて活動につながるまでに行っている。このようにすると確実に人は育つ。2015年度に狭山で地域活動される方は市民大学や元気大学の卒業者が多く、その頃は人材育成や発掘に効果があったと思うが、最近そのような人と会っていないため、その部分は残念である。ぜひ、そのような取り組みを行っていただきたい。

委員 市内の特養施設長と情報交換する中で、どこも人材が集まらず、人がいなければサービスの質が落ち、人材確保にお金をかけなければならないという悪循環が発生している。通える範囲だと給料が高い都内に出て行ってしまう。市内にとどまって働いてもらうにはどうしたらいいのか。

委員 ペットユニット（ペットと一緒に入居できるユニット）について拝見しているが、反応はどうか。

委員 ペットユニットを開設してからは、日本人の介護職の方がたくさん応募に来てくれ、当施設では今のところ人材は確保されている。自助努力も必要であると思う。セミナーでも何か強みがないと人は集まらないという話は多い。

委員 単なる処遇ではなく、魅力のある職場なら働きたいという若い方もいるようなので、とても良い工夫だと思う。

委員 介護人材について、都内の市町村で人材育成研修センターをつくる動きが増えている。都に任せるのではなく自分たちでやろうという動きだろうと思う。埼玉県は非常に不利で、都内に近いが給料は都内に比べ低い。介護人材の確保をどうしていくか、皆で検討するチームに市も入って、例えば合同就職説明会を開催したり、外国人の介護人材からも選ばれるような取り組みが必要である。狭山独自のことも出来たらいいのではないか。人材確保は市と事業者が連携しての工夫が必要である。

委員 自治会の休会が増えていたり、辞めてしまう人が増えている、加入率の低下という話が以前の審議会であったが、現在そのとおりである。福祉施策が必要な方ほど、自治会に入っていたほうがつながりが増え、地域コミュニティに入っていけるため孤立が減るが、そういう方ほど自治会をやめてしまう。経済的な問題について、自治会費はそこまで高くないと考えるが、それもきついという方もいる。一度辞めてしまうと自治

会からのアプローチが難しく、関わりが持てない。かつての狭山市だと否が応でも地域との関わりを持たざるを得なかったが、都市化が進み地域コミュニティも薄れている。自治会を辞めていくことで孤立につながってしまう（特に独居高齢者）ということに対して、解決策が見いだせない。

委員長 民生委員も高齢化が進んでいる。60 歳代の後継者を探しても働いている方が多く、一方で 70 歳代の民生委員には後期高齢者もいて、後期高齢者が後期高齢者を見守る状況もある。高齢化が進んでおり、民生委員をやっていただける方がいないと言われるとこちらは何も言えず、第 2 層協議体で見守る形にしようとして今取り組んでいるが、そのように民生委員の候補がいなくなり、自治会としても周りを気にする人がいなくなるという状況はある。

ただ、地域のつながりは以前より増えていると感じる。独居の方について、この頃見かけないなどの民生委員への報告は増えている。

③成年後見制度利用促進計画について

会長 令和 6 年度の審議会においては、報酬が負担になっているのではないかと、また市民後見を担う専門職では思いつかない発想もありメリットもあるのになかなか使ってもらえないなどといった話が出た。いずれにしても成年後見制度の利用促進は大きな課題だが、これらを踏まえて改めてご意見をいただきたい。

委員長 利用者や家族が成年後見をどこに頼んだらいいのかと考えた際に、リスト化されたものはあるか。

委員長 特にない。ケースごとに職種の振り分け程度しか行っていない。

委員長 団体から個々にいただいたセミナー資料などは情報提供しているが、一つでまとめたものがあれば、利用する側は選びやすい。

委員長 成年後見については、最終的には家庭裁判所の所管だが、そこに行くつくまでの市民後見人養成や成年後見センターもあると思うが、それらはどのようにマッチングされるのか。

委員長 被後見人の抱えている課題によっては、専門分野を検討し、そのうえでそれぞれの所属団体（行政書士会等）に後見人を紹介してもらうことが多い。裁判所に一任という方法もあるが、必ずしも本人と合うとも限らないため、できれば事前に相性を確認して手続きできればと思う。

委員長 いきなり後見人を担うのはハードルが高いため、支援員のような形で法人後見のサポートを行うというやり方もあって、そのほうが市民が入りやすいのではという話もあるが、そのあたりは何か行っているか。

委員長 市民後見人養成講座の修了者について、社会福祉協議会で法人後見を行っている中や、NPO 法人で法人後見を行ってるところに支援員として入るということは紹介している。

委員 担い手が不足しているとすれば、そのようなやり方も良いと考える。

委員 社会福祉協議会以外の社福法人にも法人後見ができないかという話は出ているが、入所者に対しての利益相反の問題もある。また、厚労省で開催した地域共生社会の在り方検討会議の中では、社会福祉協議会が担っている日常生活自立支援事業のうち安心サポートネットと呼ばれる事業をもう少し弾力化し、そこで死後事務や身元保証などが一部できないかという提案はされているが、それを担える人材が社会福祉協議会内でどれだけ確保できるのかという部分は疑問視している。

④再犯防止推進計画について

会長 令和6年度の審議会においては、保護司の成り手不足、生活困窮と犯罪の関係性とその把握、啓発活動の重要性、協力雇用主などと福祉窓口との相談連携などの意見が出たが、これらを踏まえて改めてご意見をいただきたい。

委員 法務省資料や保護司の方の話を聞くと、犯罪を犯してしまった背景には、気づかれなかった知的障害が関係しているケースが多く、また大抵の場合は困窮とも結びついているため、その点で何かうまくできれば、予防につながるのではないかな。

委員 あとは、孤独・孤立対策といったところである。刑務所からの出所後に仕事が見つけにくかったり、社会との関係性がなくなってしまう中で、社会との接点をどう持たせるかが課題である。

委員 市民の理解に関する啓発等も欠かせない要素ではないだろうか。

委員 麻薬をやっている人などは、仲間に誘われて麻薬を再開してしまう方も、社会福祉協議会で関わる中で何人かいたこともある。

会長 本日様々な意見が出たが、計画策定を進める中で、専門部会や審議会でも意見があればいただき、可能な限り計画に反映していきたい。

〈終了〉